

子ども・子育て支援新制度における 事業所内保育事業のご案内



平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、地域のお子さんを受け入れるなど一定の基準を満たす事業所内保育事業が地域型保育事業の1事業として認可事業となり、給付の対象となりました。

★新制度における事業所内保育のポイント

① 市町村から、全てのお子さんを対象として給付費が支給されます。

地域のお子さんの受入れ枠を設けていただきますと、従業員のお子さんを含めて給付費の対象となります。 認可に期限はありませんので、運営を継続しお子さんが入所している限り、給付費が支給されます。

② もちろん企業の福利厚生施設としての運営が可能です。

新制度の認可を受けても、企業の福利厚生施設としての位置づけは変わりません。従業員枠を利用するお子さんは今までどおり事業主が決定することとなり、従業員のお子さんの負担額を安く設定することなどの取組みも可能です。

③ 委託実施など多様な運営形態に対応しています。

保育事業者等に運営委託している事業所や、複数企業の共同設置による事業所も対象となります。また、自社の社員だけでなく、例えば業務委託先の社員のお子さんも従業員枠を利用できます。

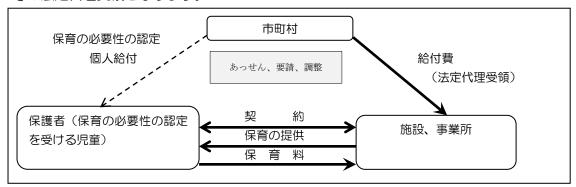
1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)が施行され、幼児期の教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

- (1)新制度の主なポイント
 - ア 給付の創設…認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されました。
 - イ 地域の子育て支援の充実…地域の実情に応じた子育て支援を補助事業として位置づけられました。
 - ウ 量の拡充、質の改善…消費税率引上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量・質の充実が図られます。

(2) 給付制度の仕組み

新制度においては、市町村が保育の利用の申込みを受け、保育の必要性の認定を行った後、施設等のあっせん、調整を行ったうえで施設を決定します。実際に施設を利用した場合は給付費が支給されますが、施設等の法定代理受領となります。



2 新制度における事業所内保育事業のしくみ

(1)連携施設の設定

小規模かつ〇~2歳児までの事業である特性に配慮し、保育を適正かつ確実に行うとともに、保育の提供 終了後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の事項について連携協力を行う施設(保育所、幼 稚園又は認定こども園)を確保する必要があります。(定員を20人以上設定する事業所は、ア及びイに関

する連携は不要)

ア 保育内容の支援

集団保育の機会の設定(合同保育等)、保育の提供に関する相談・助言、園庭解放、行事への参加など

イ 代替保育の提供

必要に応じ職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって保育を提供 ※ 事業所の体制が整っている場合は設定不要です。

ウ 卒園後の受け皿

卒園児が優先的に入所できる枠の確保

※ 本市においては、卒園児が引き続き保育の利用を希望する場合、希望する保育所等を優先的に選考していますので、平成31年度までは設定不要です。

(2) 地域枠の設定

従業員のお子さん以外に、地域のお子さんを預かる枠を一定数(概ね全体の2~3割)設けていただきます。地域枠については、市に利用申込を行い、市の選考基準により入所者を決定します。

利用定	E員	5人まで	6~7人	8~10人	11~15人	16~20人	
う	ち地域枠	1人以上	2人以上	3人以上	4人以上	5人以上	•

【ポイント】従業員枠のお子さんの利用については、事業者の方が自由に決定することができます。

3 認可基準について

本市における事業所内保育事業の認可基準は、主に以下のとおりです。(原則として国基準どおり)

类	型型	20人以上	1 9人以下		
	資格	保育士	保育士+保育従事者		
保育従事者	配置基準	【〇歳児】3:1 【1・2歳児】6:1	【O歳児】3:1【1・2歳児】6:1 +1名 ※半数以上は保育士(保育士の割合が一定以上の場合給付費増)		
	設備	【O・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】	保育室		
保育室等	面積	乳児室1. 65㎡/人 ほふく室3. 3㎡/人 保育室1. 98㎡/人	乳児室・ほふく室3.3㎡/人 保育室1.98㎡/人		
屋外遊戯場		3. 3㎡/人(2歳児) ※公園など付近の代替地で可能			
	給食	原則として自園調理(事前協議により、外部搬入も可。)			
給食	設備	調理室	調理設備		
对 印	直又加	※外部搬入の場合は加熱、保存等の調理設備で可能 ※社員食堂の設備を使用可能			
	職員	調理員必置 ※調理業務を委託する場合及び連携	を設からの搬入の場合は不要		
建物	耐火等	保育室等を2階以上に設置する場合、耐火又は準	耐火建築物		
建柳	避難設備	認可保育所に準ずる	小規模保育に準ずる		
連携	態施設	_	保育内容の支援について必置		
保育	時間	1日8時間以上で事業所が定める。			

4 給付費について

公定価格(教育・保育にかかる費用として国が定める児童 1 人あたりの単価)から利用者負担額を差し引いた額を、給付費として市町村から毎月支払います。 公定価格は、お子さんの年齢や保育必要量などにより異なります。

【ポイント】従業員枠のお子さんについても、地域枠のお子さんの給付費の84%が支給されます。

(試算例) 【前提条件】・毎月の入所率 100% (※保育短時間認定児童の2割程度の入所を想定しています。)

・保育士の割合は100%・加算率4%・連携施設あり・自園調理

定員(地域枠)	10人(3人)	30人(9人)	50人(12人)
1 人あたり公定価格 従業員	枠 175,830円	130,890円	111,940円
(保育標準時間) 地域	201,470円	151,880円	130,700円
月額	2,023,810円	4,660,970円	6,827,280 円
年額	24,285,720円	55,931,640円	81,927,360円

[※]実際に市から給付される額は、上記金額から利用者負担額を差し引いた額です。

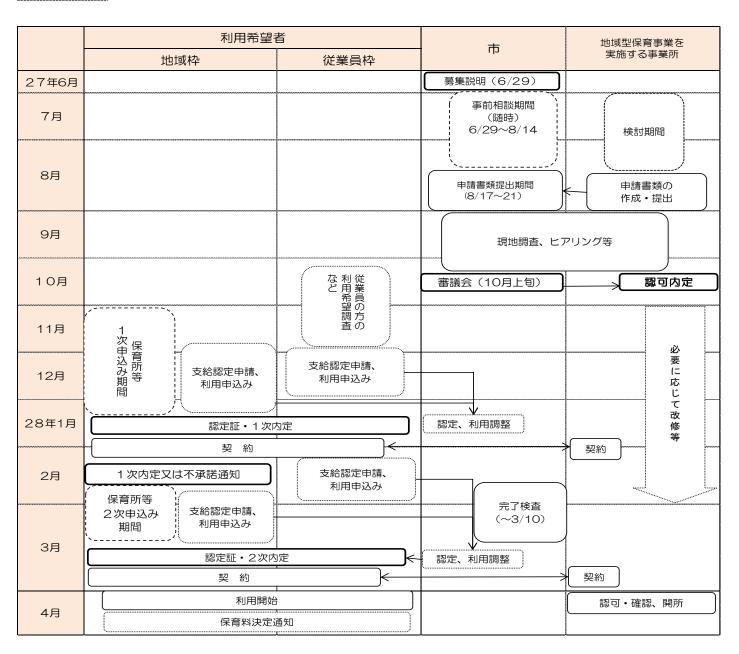
5 保育料について

国が定める基準を上限として市が保育料を定めることとなり、事業者が保護者からその金額を徴収することとなります。金額は、世帯の所得に応じた金額(応能負担)となり、支給認定区分や保育必要量によって異なります。

【ポイント】企業の福利厚生施設として、従業員のお子さんの保育料については、地域枠のお子さんより安く設定すること も可能です。

6 スケジュール

平成28 年4月開園までのスケジュールの概要は次のとおりです。(現時点での予定であり、今後変更することがあります。)





【問い合わせ先】

制度推進班 担当 橋本、大森 TEL 043-245-5100/5977 FAX 043-245-5629

E-mail: shien.CFC@city.chiba.lg.jp